鹿児島工業高等専門学校安全衛生管理規則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教職員の安全及び衛生管理に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第6号)、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第31号。以下「機構安全衛生管理規則」という。)及び関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(総括)

- 第2条 校長は、教職員の安全及び衛生管理に関して総括する。
- 2 事務部長は、職員の安全及び衛生管理に関して校長を補佐する。

(衛生管理者及び安全管理者等の指名)

第3条 校長は、機構安全衛生管理規則に規定する衛生管理者、安全管理者、衛生管理担当者、安全管理担当者及び作業主任者を別表に掲げる区分によりそれぞれ指名するものとする。ただし、指名された者に事故等がある場合は、校長が別に定める。

(安全衛生委員会の設置)

第4条 本校に、機構安全衛生管理規則第13条第1項の規定に基づき、安全衛生委員会 (以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の職務)

- 第5条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する 重要事項
- 2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議することができる。
 - (1) 教職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
 - (3) 交通安全対策に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の危険の防止に関する重要事項
- 3 委員会は、前2項に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項について調査審議す

ることができる。

(委員会の構成)

- 第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 副校長(総務企画主事)
 - (2) 副校長 (学生主事)
 - (3) 産業医
 - (4) 衛生管理者
 - (5) 安全管理者
 - (6) 技術長(事務部長以外の者を技術室長に充てる場合にあっては、技術室長)
 - (7) 安全及び衛生に関して経験を有する者のうちから校長が指名した者
- 2 前項第3号から第7号までの委員の半数は、教職員の過半数を代表する者から推薦を 受けた者とする。

(委員会の委員長)

- 第7条 委員会に委員長を置き、副校長(総務企画主事)をもって充てる。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

- 第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

(就業禁止通知書)

第9条 機構安全衛生管理規則第24条第2項に規定する文書の交付は、別記様式により行うものとする。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、総務課人事係において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、衛生管理及び安全管理に関し必要な事項は、校長 が別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年5月18日から施行する。

附則

この規則は、平成20年10月17日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区分	指名する者			
安全管理者	総務課長			
衛生管理者	有資格者			
安全管理担当者	施設係長			
衛生管理担当者	総務課課長補佐 (総務担当)			
作業主任者	有資格者			

就業禁止通知書

		泓	未	杀	Щ	乪	和	音		
交付年月日	令和	年	月	日		文書 番	記号 号	第	号	
(氏名)						(所属	属及び	職名)		
								上管理規則第	2 4 条第 2	2項に基
づき下記により業務に就くことを禁止するので、通知します。										
記										
1 業務に 	就くこ	とを禁止	上する	理由						
2 業務に就くことを禁止する期間										
수	禾	年	月		H	\sim	 令和	年	月	日
1-		,	,,		-		14.11	'	/ -	F
令和	年	F	1	日						
鹿児島工業高等専					專門	門学校	泛長		印	